





令和7年11月19日 萌開発建設部

河川敷地の樹木を利活用しませんか?

~天塩川で「公募型樹木等採取」を試行します~

幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効活用する観点から、採取し た樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く 募集する「公募型樹木等採取」(無償採取)を試行します。

本試行により採取した樹木については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用 や加工、販売など利活用することができます。

記

1 募集期間 令和7年11月19日(水)~ 令和7年11月28日(金)

令和7年12月 1日(月)~令和8年 1月 9日(金) 2 採取期間

別添「採取箇所位置図」参照 3 採取場所

参加者募集要項(別紙)を参照の上、「応募様式」(様式-1)により 4 応募方法 11月28日(金)までに郵送又はFAXのいずれかの方法で送付 してください。

【応募先】郵 送:〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延153番2

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 宛

FAX: (01632)5-2270

※募集に関する詳細・応募様式は当部ホームページに掲載しております。

ホームページURL: https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/horonobe_kasen/f6h4sv0000000xye.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

幌延河川事務所 河川課 課 長 梅川 正寛 (電話 01632-5-1231)

坂本 航一(電話 同上)

留萌開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/ 公式X (旧 Twitter) アカウント @mlit_hkd_rm



天塩川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令 和 7 年 11月 19日 留萌開発建設部幌延河川事務所

留萌開発建設部幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に**天塩川河川敷地の樹木の採取**を許可する「公募型樹木等採取」(無償採取)を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工及び販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、「応募様式」(様式-1)に必要事項を記入し、11月28日(金)までに郵送またはFAXにて以下の宛先まで送付してください。

応 募 先

郵 送:〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延153-2 留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 宛

F A X: 01632-5-2270

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ)過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- 二) 直近1年間の税を滞納している者

ホ)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

イ) 採 取 期 間: 令和7年12月1日(月)~令和8年1月9日(金)

口) 採取予定場所: 別紙参照

希望箇所があれば応募様式に記入してください。

ハ) 主 な 樹 種: ヤナギ類等

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案)や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はFAXで通知いたします。なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

- イ)応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、 直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ)試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について幌延河川事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、幌延河川事務所の担当者から連絡いたします。
- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 二)本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ホ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課

〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延 153-2

電 話:01632-5-1231

F A X:01632-5-2270

応 募 様 式

令和	7年	月	日	
			印	
地内の村	尌木伐採	につい	て応募し	ます。
$ m n^2)$				

	11111	7 年	月	P
留萌開発建設部 幌延河川事務所長 殿				
応募者				
住所 〒				
氏名又は代表者名				
(会社名)(
令和7年 11 月 19 日付けで公募された、河川敷	地内の樹	材木伐採	につい	て応募
記				
1 河川の名称及び希望面積 (河川名 : 天塩川) (面積 r	$n^2)$			
 2 伐採木の使用目的 以下の項目で該当箇所にチェックを記載。 				
□ 薪ストーブ				
□ その他の目的()				
3 採取を希望する河川産出物の種類:			_	
4 採取を希望する箇所 希望がある場合に記入 ※右岸~橋の近く 等				
5 採取の方法				
5 採取の方法 以下の項目で該当箇所にチェックを記載。				
(伐採方法) □ チェンソーにより伐採を行う。				
□ ノコギリにより伐採を行う。				

	□ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
(小割方法)	□ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。 □ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬 □ その他の方法(
(運搬方法)	□ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
(22)12/3 12/	□ 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
	□ その他の方法()
(104公司古)		,
(伐採順序)	□ 通路脇から順次伐採を行う。	\
	□ その他の伐採順序()
(枝葉処理)	□ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。	
	□ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。	
	□ その他の処理()	
※上記以外に作	F業に関する事項があれば記載する。	
6 採取の期	問	
	予定期間 : 月 日 ~ 月 日(のうち 日間)を予定	
TF未	アた朔间 ・ 万 日 ・ 万 日 (の)の 日間)を子た	
7 応募者の	連絡先	
	携帯可):	
緊急連絡		
FAX		
	ドレス :	
	、メールアドレスは、ある場合のみ記載。	
	いただいた個人情報は本応募以外の目的には使用しません。	
7.€ (⊆ µ□ / € (TOTAL TOTAL STREET OF THE PARTICION OF CITES	
8 公募伐採(の応募資格について、該当箇所にすべてチェック✔を記載。	
	F間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者では	tau.
,	引中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)	5. 0
	又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。	
	引中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、	
	再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。	
	F間の税を滞納している者ではない。	
	引から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、	
	省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。	
四上久世*	日元江上ずずパワックサトトルが女明パロクン、コ队仏忠バル性肌してヾ゚幼日てはない。	

応 募 様 式 記載例

令和7年月日

留萌開発建設部 幌延河川事務所長 殿

応募者

住所 〒123-4657

○○市○○町○-○-○

氏名 開発 太郎



令和7年11月19日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

	(河川名	: 天塩川)	(面積	100 m²)
 2. 伐採木の使用 以下の項目で該 		エックを記載。			
	対 薪ストー□ その他の)
3. 採取を希望す	る河川産出	物の種類: <mark>白</mark> 棒	華		
3. 採取を希望す	る河川産出	物の種類:白檀	華		

4. 現地の確認状況

1. 河川の名称及び希望面積

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☆確認済み
- □ 未確認
- 5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(小割方法) □ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。

	□ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで追	重搬する。
	□ その他の方法()
(運搬方法)	☑ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
	□ 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
	□ その他の方法()
(伐採順序)	☑ 通路脇から順次伐採を行う。	
	□ その他の伐採順序()
(枝葉処理)	№ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。	
	□ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。	
	□ その他の処理()	
※上記以外に作	作業に関する事項があれば記載する。	

6. 採取の期間

作業予定期間 : 12月 1日 ~ 12月 10日(のうち 4日間)を予定

7. 応募者の連絡先

 連絡先(携帯可)
 : ○○○-○○○-○○○

 緊急連絡先
 : ○○○-○○○-○○○

 FAX
 : ○○○-○○○-○○○

メールアドレス : 0000@00

FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

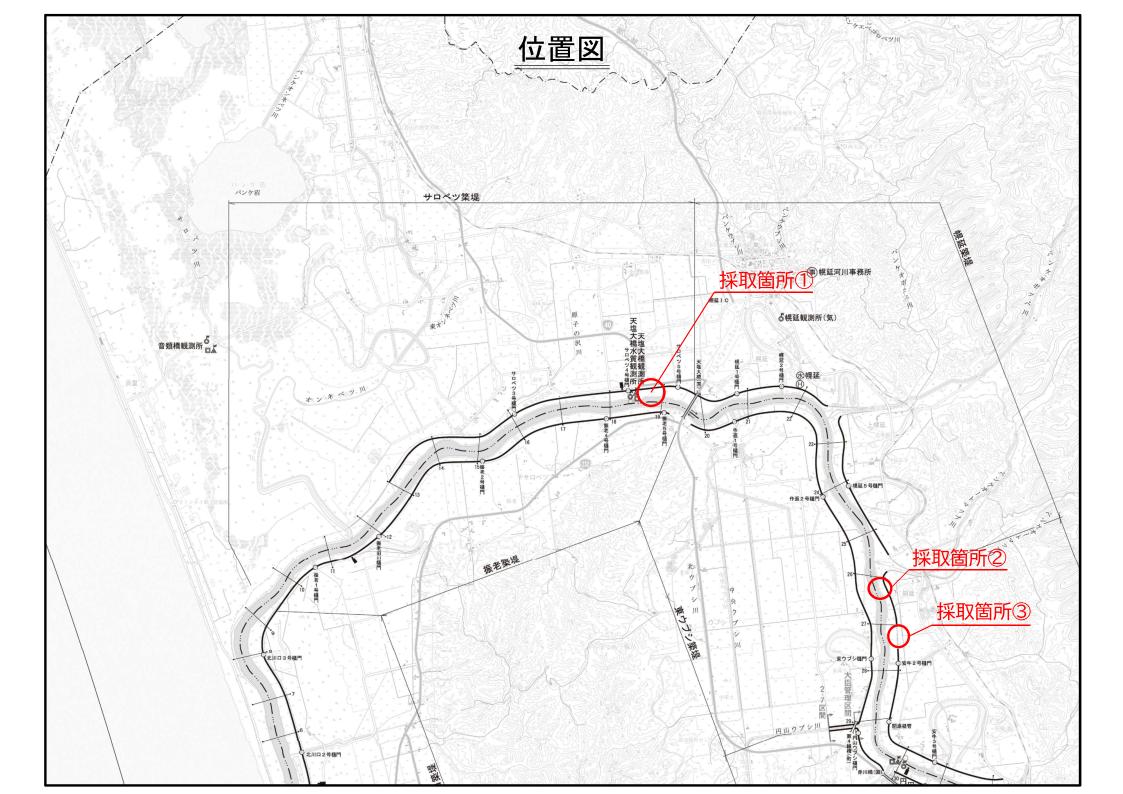
※ご記入いただいた個人情報は本応募以外の目的には使用しません。

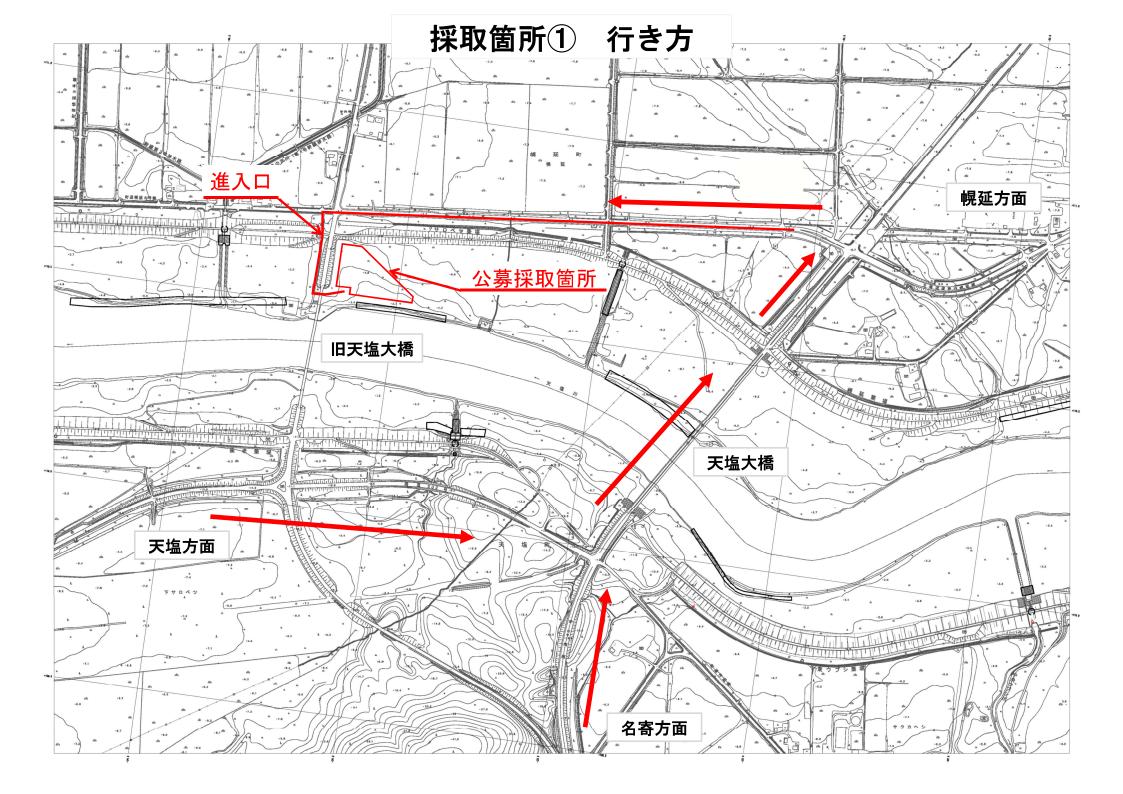
- 8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☑を記載。
 - ☑ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
 - □ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)

第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

- ☑ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☑ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、 国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上





採取箇所① (天塩川KP19.0右岸)



採取箇所② (天塩川KP25.8付近 右岸)



採取箇所③ (天塩川KP27.8付近 右岸)

